

亀山サッカースポーツ少年団育成会規約

(名称)

第 1 条 この会の名称は、亀山サッカースポーツ少年団育成会（以下『本会』という）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は、原則として会長宅におく。

(目的)

第 3 条 本会は、亀山サッカースポーツ少年団（以下『本団』という）活動に円滑な運営に積極的に支援し、団員・キッズの健全な育成に寄与することを主目的に、会員相互の親睦を図る事を目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成する為に、次の事業を行う。

- (1) 本会独自の活動の企画、運営。
- (2) 本団の練習日における、練習の支援、他。
- (3) 本団の対外試合等における、会議出席、送迎、応援、準備、他。
- (4) その他、本会の目的を達成するに必要な事項。

(会員)

第 5 条 本会の会員は、団員・キッズの保護者をもって構成する。

(役員)

第 6 条 本会の役員として、以下の役員をおくことができる。

- | | | |
|----------|-----|-------------|
| (1) 会長 | 1 名 | (保護者) |
| (2) 副会長 | 2 名 | (保護者) |
| | | (コーチ) |
| (3) 幹事 | 若干名 | (各学年の代表若干名) |
| | | (コーチ全員) |
| (4) 会計 | 1 名 | (コーチ) |
| (5) 会計補佐 | 1 名 | (保護者) |
| (6) 班長 | 若干名 | (各班毎に 1 名) |

(役員任期)

第 7 条 役員任期は、1 年とする。ただし、会長以外は、再任することができるものとする。

(役員選出)

第 8 条 役員選出は、前年度の役員会での協議の上、依頼する。

(役員任務)

第 9 条 各役員任務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、事業を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故、その他の為会務を遂行できないときは、その会務を代行する。
- (3) 幹事は、役員会の構成員となり、会務の運営にあたる。
- (4) 会計、会計補佐は、役員会の構成員となり、会務の経費の運営にあたる。
- (5) 班長は、役員会の構成員ではなく、各班の調整を任務する。

(会議)

第 10 条 本会の会議は、原則として年 1 回の総会を開く。また、必要に応じて役員会を開く。

(会費)

第 1 1 条 本会の運営会費は、入団費（年会費）でまかなう。

途中入団（7月～10月 / 11月～3月）

団員	6～4年生	15,000円	(12,000円 / 7,500円)
	3～1年生	10,000円	(7,500円 / 5,000円)
キッズ	園児年長	1,000円	(1,000円 / 1,000円)

*選手登録費 1,600円、スポーツ保険料 800円は、含まない。

また、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。途中入団者についても同額とする。

(会計年度)

第 1 2 条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

会計報告は、役員会を経て総会で、承認されるものとする。

(付則)

この規約は、西暦1996年4月1日から実施する。

(改定)

1996年4月

1997年4月

2001年4月

2007年4月

2011年4月

2012年4月